

## 岐阜都市計画道路変更理由書（岐阜県決定）

岐阜市、岐南町、笠松町では、岐阜都市計画区域マスタープランに基づき、効率的なまちづくりを進めるため、都市計画決定後、長期にわたり整備に着手していない都市計画道路について見直しを行うこととし、将来の都市像を踏まえた上で、必要性や合理性などから総合的な評価を行い、将来交通需要予測も踏まえたうえで都市計画道路の見直し検討を進め、岐阜市においては平成 28 年 3 月に「岐阜市内第 2 次都市計画道路見直し方針」を、岐南町においては平成 30 年 3 月に「岐南町都市計画道路見直し方針」を、笠松町においては平成 29 年 2 月に「都市計画道路見直し検討結果」を策定・公表するなどしてきた。

この度、岐阜都市計画に都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線が決定されることに合わせ、この見直し方針等に基づき、次のとおり都市計画の変更を行うものである。

### 3・5・2号 岐阜駅加納城南通線（変更前：3・2・2号岐阜羽島線）

（都）岐阜羽島線は、岐阜駅と羽島市を結ぶ南北方向の幹線街路で、現在、岐阜市加納栄町通 1 丁目を起点とし、笠松町門間を終点とする、延長約 6,480m を都市計画決定している。

今回、都市計画道路見直し検討を行った結果、幅員を縮小しても将来的に交通処理が可能と考えられることや沿道土地利用の有効活用が期待できることから、起点から（都）栄町蔵前線と（都）新本町市橋線の交差点までの未改良区間を、計画幅員 36m から現況幅員 29m に変更し、（都）栄町蔵前線と（都）新本町市橋線の交差点から（都）城南芋島線と（都）城南岐大線の交差点までの未改良区間を、計画幅員 36m から現況幅員 15m に変更する。

また、（都）城南芋島線と（都）城南岐大線の交差点から（都）徹明茜部線の交差点までの未改良区間については、既成市街地における地域コミュニティの維持を図るため、当該区間の計画を廃止する。

加えて、当路線の終点を笠松町門間から（都）城南芋島線と（都）城南岐大線の交差点に、名称を、（都）岐阜羽島線から（都）岐阜駅加納城南通線に変更するとともに、新たに車線数を定める。

### 3・2・5号 一般国道 156 号線

（都）一般国道 156 号線は、岐阜市中心部を取り囲むことで中心部への通過交通を排除する環状道路としての役割と、岐阜市中心部と関市をはじめとする中濃地方との交流や連携を強化する放射状道路としての役割を併せ持つ重要な幹線街路であり、現在、岐南町上印食 9 丁目を起点とし、岐阜市大字芥見字薬師洞を終点とする、延長約 12,510m を都市計画決定している。

今回、都市計画道路見直し検討を行った結果、当路線と交差する（都）岐阜駅那加線と（都）城南芋島線の幅員縮小を行うことから、交差点隅切りの区域を変更するものである。

### **3・4・13号 城南芋島線**

(都) 城南芋島線は、南部市街地と各務原方向を結ぶ東西方向の幹線道路で、現在、岐阜市加納城南通3丁目を起点とし、岐南町八剣を経過して岐阜市芋島3丁目を終点とする、延長約5,060mを都市計画決定している。

今回、都市計画道路見直し検討を行った結果、幅員を縮小しても将来的に交通処理が可能と考えられることや沿道土地利用の有効活用が期待できることから、起点から(都) 岐阜笠松線までの未改良区間を、計画幅員36mから現況幅員16mに変更し、(都) 岐阜笠松線から(都) 一般国道21号線までの未改良区間を、計画幅員22~28mから幅員16mに変更する。

また、名鉄名古屋本線との交差形状について、道路を高架化する構造から、名鉄名古屋本線を高架化する構造に変更する。加えて、新たに車線数を定める。

### **3・3・17号 城南岐大線**

(都) 城南岐大線は、南部市街地における東西方向の幹線街路で、現在、岐阜市加納城南通3丁目を起点とし、岐阜市宇佐南1丁目を終点とする、延長約2,130mを都市計画決定している。

今回、都市計画道路見直し検討を行った結果、幅員を縮小しても将来的に交通処理が可能と考えられることや沿道土地利用の有効活用が期待できることから、起点から(都) 徹明茜部線までの未改良区間について、計画幅員36mから現況幅員16~25mに変更する。加えて、新たに車線数を定める。

### **3・3・21号 徹明茜部中島線（変更前：3・3・21号徹明茜部線）**

(都) 徹明茜部線は、岐阜市中心部における南北方向の幹線街路で、現在、岐阜市徹明通7丁目を起点とし、岐阜市茜部中島1丁目を終点とする、延長約2,930mを都市計画決定している。

今回、都市計画道路見直し検討を行った結果、(都) 新本町市橋線の交差点から、(都) 城南岐大線の交差点までの未改良区間の現況の幅員は、計画幅員に対して僅かに不足するものの、既に4車線の車道と両側歩道が確保され、幹線街路として役割や機能を充足しており、幅員を縮小することで沿道土地利用の有効活用が期待できることから、未改良区間を、計画幅員27mから現況幅員24~25mに変更する。

また、(都) 岐阜羽島線の終点の変更に伴い、当路線の区間を延伸し、終点を茜部中島1丁目から茜部中島3丁目に、名称を(都) 徹明茜部線から(都) 徹明茜部中島線に変更する。加えて、新たに車線数を定める。

### **3・5・30号 岐阜駅柳津線**

(都) 岐阜駅柳津線は、岐阜市中心部と南部地域を結ぶ南北方向の幹線街路であり、現在、岐阜市吉野町4丁目を起点とし、岐阜市柳津町東塚3丁目を終点とする、延長約4,960mを都市計画決定している。

今回、都市計画道路の見直し検討を行った結果、当路線と交差する(都) 城南芋島線及び(都) 野瀬美笠通線の幅員縮小により、交差点隅切りの区域を変更するものである。

### **3・5・31号 岐阜笠松線**

(都) 岐阜笠松線は、岐阜市中心部と南部地域を結ぶ南北方向の幹線街路であり、現在、岐阜市金園町5丁目を起点とし、岐阜市柳津町栄町を終点とする、延長約5,630mを都市計画決定している。

今回、都市計画道路見直し検討を行った結果、幅員を縮小しても将来的に交通処理が可能と考えられることや沿道土地利用の有効活用が期待できることから、(都) 栄町蔵前線から(都) 城南芋島線までの区間を、計画幅員20m(4車線)から現況幅員15~17m(2車線)に変更する。また、起点から(都) 栄町蔵前線までの区間については、車線数を4車線から2車線に変更する。

### **3・4・33号 宮薬師寺線**

(都) 宮薬師寺線は、岐阜市南東部地区と岐南町西部地区を結ぶ幹線街路であり、現在、岐阜市下川手を起点とし、岐南町薬師寺4丁目を終点とする、延長約2,310mを都市計画決定している。

当路線の起点周辺では、交差する境川の河川改修が計画され、また、都市計画道路見直し検討により、当路線と交差する(都) 城南芋島線の幅員縮小及び名古屋鉄道名古屋本線の交差構造を変更することから、(都) 城南芋島線と交差する当路線の交差点の安全性や起点から境川までの区間における交通処理機能の向上を図るため、線形の変更を行う。加えて、新たに車線数を定める。

### **3・1・101号 一般国道22号線**

(都) 一般国道22号線は、岐南町を南北方向に縦断する幹線街路としての役割と、岐阜市周辺と愛知県方面との交流や連携を強化する放射状道路としての機能を併せ持つ重要な幹線道路であり、現在、岐南町平成1丁目を起点とし、笠松町円城寺を終点とする、延長約2,030mを都市計画決定している。

今回、都市計画道路見直し検討を行った結果、当路線と交差する(都) 新所平島線の幅員縮小を行うことから、交差点隅切りの区域を変更するものである。

### **3・5・102号 上印食中野線**

(都) 上印食中野線は、岐南町と笠松町東部を結ぶ南北方向の幹線街路であり、現在、岐南町上印食6丁目を起点とし、笠松町中野を終点とする、延長約1,910mを都市計画決定している。

今回、都市計画道路見直し検討を行った結果、当路線と交差する(都) 城南芋島線の幅員縮小により、起点部の区域を変更するものである。加えて、新たに車線数を定める。

### **3・2・705号 茜部中島門間線**

(都) 茜部中島門間線は、南部市街地と笠松町を南北に結ぶ道路網として、幹線街路である3・2・2号岐阜羽島線の終点の変更に伴う代替えに、岐阜市茜部中島3丁目を起点として、笠松町門間を終点とする延長約3,810mを、新たに都市計画決定する。